

イラク戦争と日本の対アジア外交の現段階

山 口 博 一

The Iraq War and the Problems of Japan's Foreign Policy toward Asian Countries

Hiroichi YAMAGUCHI

Abstract

The US-led coalition forces invaded Iraq without the backing of the UN resolutions, and in total disregard of the world public opinion. Japan instantly and almost unconditionally expressed support to the war because of the US-Japan alliance. Thus the alliance has proved itself not as a deterrent but as a mechanism to involve Japan in a US war. Japan's attitude is likely to invite criticism and suspicion from other Asian countries. Under the alliance it would be difficult for Japan to take an independent political initiative in her Asian diplomacy. Also her policy is likely to have strong military leaning.

Coupled with those security-related matters, Japan has to face a number of issues with other Asian nations which are largely of her own making. Here is a fairly long list of such issues. A junior high school history textbook that glorifies Japan's past wars, the Yasukuni War Shrine which is quite different from the usual Unknown Soldiers' Tombs, a more or less consistent perception of Japan's past wars as expressed in the late Emperor Showa's broadcast on August 15, 1945, the convictions by the Tokyo Military Tribunal, demands for compensation for wartime crimes and the factors that have impeded them, including some provisions of the Peace Treaty and other treaties normalizing Japan's relations with Asian countries, and so on.

It is intended to examine here the meaning of the US-Japan alliance in the light of the ongoing war against Iraq and its impact on the Japan-Asian relations, and also some of the outstanding issues between Japan and Asian countries. By so doing it would be possible to set forth some policy alternatives for Japan which may be more in tune with the spirit of this age.

はじめに

アジアにおける日本の位置づけ、あるいは日本とアジアとの関係を論ずる仕方は一通りではない。編年史的に区切る、アジアの諸地域ごとに論ずる、問題別に取り上げるなどさまざまである。これらのいずれとも重なるがいずれともややことなるものに、現在のアジアの主要な紛争と日本の関係を取り上げる方法もある。ここではこの最後の手法をとっている。

この場合の主要な紛争には、南北朝鮮間、インド・パキスタン間、さらにアジアを広く取ってイス

ラエルとパレスチナ人の間の紛争が挙げられる。これらはいずれも長期にわたって膨大な人命と資源の損失をもたらし、いまだに解決に近づいていないもので、その意味でアジアの三大紛争と呼んでもよいものである。これらの紛争と日本との関係を検討するなら、アジアにおける日本の立場を理解する上で貴重な結論が得られるであろう。

しかし、小論の執筆にかかった時期のアジアにおける紛争、というより戦争は、アメリカ、イギリスの対イラク戦争である。その意味で、小論では、この対イラク戦争を日本の対アジア関係を論ずるための糸口として用いることにする。以下では、まずこの戦争そのものの性格について検討し、それをうけてこの戦争に対するとくに日本の反応とその理由を論じ、さらに問題を拡大して日本とアジア諸国との間に存在する一連の懸案について述べることにする。

筆者は2003年3月27-28日にインドのデリー大学東アジア学科が主催した「インドと東アジアー相互に何を学ぶか」をテーマとする国際会議で「戦雲下のインドと東アジア」という題の報告を行った。会議の報告集はインドから英文で出版される予定であるが、小論はその報告に加筆したものである。機会を与えてくれたデリー大学に謝意を表したい。

第一節 対イラク戦争の性格

大量破壊兵器と査察 アメリカ、イギリス両国は、世界各地から上がっている戦争反対の声を無視して、3月20日（イラク時間）に対イラク戦争を開始した。両国の主張では、サッダム・フセインがイラクの大統領でありその手に権力を集中している間は、イラクがその大量破壊兵器（WMD、核兵器・生物兵器・化学兵器）を放棄して武装解除することはありえない、イラクはすでに12年にわたって世界をあざむいてきた、加えていまやこれらの兵器がイラクからテロリストの手にわたる危険があるというものである。

しかし当のイラクは昨2002年11月8日の国連安全保障理事会の決議を受諾して査察を受けていたところであった。この決議は1441号決議として知られている。査察の責任者はUNMOVIC（国連監視検証査察委員会）委員長ハンス・ブリクス、IAEA（国際原子力機関）事務局長エルバラダイの二人であるが、二人とも、数回にわたる安保理事会への中間報告でイラクでWMDが発見されたと述べたことはない。開戦前の最後の報告では、査察の見通しについて、「あと何年もかかることはないが、何週間かで終わるというのではない。あと何ヶ月かで完了だ」と述べている（ブリクス発言、ワシントン・ポスト紙2003年3月8日）。

してみるとアメリカ、イギリスの態度は査察団のそれに比して性急であったといえるであろう。実際、アメリカは、査察団はイラクが完全かつ無条件に武装解除したかどうかだけを報告すればよいのだという態度を示した。最後にはブリクスをもはや友人とはみなさないという立場を取ったといわれる。友人でなければ敵とする発想は過ぎ去った冷戦期の特徴であり、1947年3月のトルーマン大統領の自由主義か共産主義のどちらかを選べという「トルーマン・ドクトリン」を思い出させるものである。

したがって問題の中心は査察である。開戦の当時、査察団は制限範囲を超える射程をもつと判断したイラクのミサイルを破棄しつつあった。ミサイルはWMD自体ではないがその運搬手段である。査察団があと数ヶ月といっている以上、これにその時間を与え、WMDであってもミサイルであってもかりに何かが発見されれば査察団の手で破棄すれば戦争をせずにすんだのである。今回のようにスペインを加えた三国だけで国連に關係なく最後通告を出し、そして開戦することは、査察を強制的

に中断させ、そのための3ヶ月半の努力を無駄にすることである。アメリカは戦争が終われば自分の手で査察を再開するといっている。これは国連を無視した言い方である。それは結果的に査察に数ヶ月かけたのと同じことになる。開戦後の記者会見でアメリカのラムズフェルド国防長官は戦争の日程を聞かれて、「われわれには日程は必要ではない」と答えていた。それならなぜ数ヶ月の査察を待つことができなかったのか。

アメリカと国連 1441号決議はイラクに査察の受け入れを求めるに際して、これが同国にとって武装解除の「最後の機会」であるとし、もしイラク側に問題があれば安保理事会は「直ちに会合を開く、それはイラクにとっての「重大な結果に」いたるであろうと警告している。したがってこれはWMDに関してイラクを平和的に武装解除させることを目指したもので、だからこそ安保理事会の15カ国が満場一致で支持したのである。アメリカが自らも支持したこの決議を無視し、あるいはこの決議および従来の諸決議がすでに武力行使を認めていたとして戦争に踏み切ったのは、はじめから平和的な解決を考慮していなかったからに違いない。実際、アメリカの第一線司令部である中央軍のフランクス司令官は、開戦3日にその最初の記者会見を行ったとき、「イラクの自由」と名づけられたこの作戦の第一の目的はサッダム・フセイン政権の転覆であり、WMDの搜索はその次であると明言している。

このようなアメリカの態度は国連憲章に照らしてみるとどうなるか。憲章の第51条は「武力攻撃が発生した場合には」各国は個別あるいは集団的に自衛することができるといっている。イラクがアメリカを攻撃したのではない。しかしアメリカは攻撃されてからでは遅いとして先制攻撃を行った。これは憲章が認めていないことである。実際、アメリカははるかに危険が大きかった1962年のキューバ危機のときにさえ、先制攻撃を控えた。国連憲章はさらに第2条4で武力による威嚇または武力の行使を慎まなくてはならないといっている。他国の国境近くに大量の軍隊を集結することはまさに武力による威嚇である。開戦直後のクリスチャン・サイエンス・モニター紙は「[国際法専門家の] 大部分の人々は、ブッシュ大統領はサッダム・フセインが突きつけていると彼がいう脅威の機先を制するための先制軍事行動というその新しいドクトリンによってはこの戦争を正当化することはできないと見ている」と述べている（2003年3月21日）。

アメリカが何のためにイラク攻撃を急いだかは別として、アメリカは1998年からイラク攻撃を考えていた節がある。同年1月26日に18人の著名な人物が連名で当時のクリントン大統領にイラク攻撃を助言したのである。ラムズフェルド長官を始め署名した何人かは現ブッシュ政権の有力メンバーである。仔細に見るならこの人々は新保守主義と呼ばれる現政権内の支配的な潮流と重なるであろう。また、ブッシュその人も、9.11事件の翌日にイラク攻撃を表明したといわれる。先に見たように国際法的にも国連での状況からもアメリカの今回の戦争に名目はない。しかしアメリカ国民に戦争を支持させているものは9.11事件による被害者意識であろう。それが戦争を正当化し、味方かそうでないかという思考をさせている。アメリカをこのように駆り立てているところにあの同時多発テロの本当のおそろしさと犯罪性があるといわなければならない。

民主化問題 アメリカにとってもうひとつの名分となりえるものはイラクの民主化である。イラクで民主化が必要とされることに異論はないであろう。しかしそれは外部から押し付けられるものではない。ブッシュ大統領は、第2次大戦後のドイツや日本を例に出し、われわれは後に占領軍を残しなかった、われわれの残したのは憲法や議会だといっている。しかし、沖縄でアメリカ軍は事実上の占領軍として振舞っていないだろうか。また、半ば公然と憲法第9条を邪魔もの扱いしていないだろうか。民主化ということは平等な関係をも意味するはずである。しかし日本を基地とする空母キティ

ホークはアフガニスタン戦争の折と同様に今回も事前協議もなく出撃してペルシア湾からトマホーク・ミサイルを発射し、その艦載機はクラスター爆弾などを投下している。これは対等な関係とはいえない。

一般にアメリカはどこでも一貫して民主的な勢力を支持してきたという実績を持っていない。第2次大戦後の日本、韓国、中国など東アジア諸国の歴史はそのことをよく示している。それ以外でも、イラン、グアテマラ、チリをはじめアメリカは各地で正統な政権を武力で転覆した。現にアメリカの外交史家も、アメリカは冷戦中に各地で「無慈悲な独裁者たち」、「悪質な軍事独裁政権」、「残虐な諸政権」を支持してきたといっている（注1）。逆に、たとえば1945年9月2日にホー・チ・ Minh はベトナムの独立宣言の冒頭でほかならぬアメリカ独立宣言の一節をひいてアメリカなど連合国との理解を求めたが（注2）、アメリカはそれを無視した。

イラクがこれまでもっていた WMD にも実はアメリカの関与があった。1979年にそれまで肩入れしてきたイランの王政がイスラム革命によって打倒されると、アメリカは隣国のイラクに乗り換えた。そしてアメリカの新聞も書いているようにイラン・イラク戦争ではイラクに化学兵器を供与し、衛星で察知したイラン軍の居場所をイラクに伝え、その結果イラン軍に死者1万人を含む10万人の死傷者が出ていた（クリスチャン・サイエンス・モニター紙2002年11月19日）。その意味ではサッダム・フセイン政権はアメリカにとってフランケンシュタインの怪物である。同じことはアフガニスタンに侵入したソ連軍に対抗するためサウジアラビアやパキスタンと共同して支援したアルカイダにも当てはまる（注3）。

しかし、現在のイラクに WMD が存在するかについては疑問の声が強い。かつて UNSCOM （国連大量破壊兵器廃棄特別委員会）の査察官だったリッターは、イラクが核兵器、化学兵器、生物兵器、長距離ミサイルのそれぞれを所有している可能性も、イラクがアルカイダと関係を持つ可能性も、いずれも詳細な根拠をあげて否定している（注4）。他方で、アメリカはアフガニスタンの場合と同じように今回もいくつもの新兵器を使用したと思われる。深部に貫徹して爆発するバンカーバスター、あるいはベトナム戦争で最初に登場した燃料気化爆弾 BLU-82、通称デージーカッターがそうである。後者は15,000ポンドの重量を持ち、輸送機からパラシュートで投下され、地上3フィートで爆発する。パラシュートによる投下、空中での爆発はいずれも広島、長崎に投下された原爆を想起させる。事実、この爆弾は核兵器に最も近い非核兵器といわれるもので、このような兵器を使用することで、アメリカは計画的に核兵器使用への道を準備しているものと思われる。アメリカが非核兵器国に対してさえも核による先制攻撃を否定していないことと関係があろう。

アメリカと中東 アメリカの各紙は時おりアメリカが中東において果たしている役割についての批判的な論文を掲載している。「イスラムの声なき多数派の声を聞く」（クリスチャン・サイエンス・モニター紙2001年11月5日）、「アメリカから離れてゆく古いアラブの友人たち」（ワシントン・ポスト紙2003年2月26日）、開戦後の「引き裂かれるムスリム世界」（同2003年4月6日）などがその例である。しかしながらアメリカの指導層はこれらの批判に耳を貸さない。特に問題なのは、この戦争が、湾岸戦争の場合と同じく、パレスチナに対するイスラエルの立場を一方的に強化するだろうということである。ブッシュ大統領は開戦直前の3月14日に大急ぎでパレスチナ問題に関する一連の提案をまとめて発表した。しかしそれには新しい要素はほとんど見られない。もともとブッシュ政権はパレスチナ問題に関して非常に反応が鈍く、パウエル国務長官演説の形でその最初の中東政策が発表されたのはようやく2001年11月19日、政権誕生から10ヶ月、9.11事件の後であった。この演説もイスラエルよりの立場を示している。

エジプトの有力な英字週刊紙は、その最新号で、アメリカの対イラク戦争とイスラエルのパレスチナ人攻撃は、中東世界が直面する二つの破局（カタストロフ）であると述べている（アル・アフラム紙2003年3月27－4月2日）。また、アメリカ軍のバグダード攻撃が多くアラブ人に思い起こさせるものは、1982年のイスラエル軍のレバノンのベイルート攻撃であるという（フィナンシャル・タイムズ紙2003年4月5日）。アメリカとしては、9.11事件を振りかざすよりも、より立ち入って中東の現実に目を注いだほうが自らの安全にとっても有効であろう。先の外交史家も、「政治的および軍事的に、1990年代初めのアメリカは第一次世界大戦以後のどの時期よりも安全であった」といっている（注5）。アメリカは望むならばひき続きこのような位置を占めることが可能であったはずである。

しかし中東研究者の中岡三益は、アラブ・イスラエルの和平交渉について、「軍事力が外交交渉力を高めるというアメリカ式思考方法とその拡散が最大の障害であったのではないか」とし、この思考方法は9.11事件以後も継続していると述べている（注6）。アフガニスタン戦争も対イラク戦争もその延長上で理解できるものであろう。戦争は外交の失敗の表現であるといわれるが、今回の戦争に関してアメリカの側にどれだけ本来の外交が見られたであろうか。さらに、本来の外交の軽視と軍事力への依存というアメリカの対外政策の特徴が日本にも当てはまるのではないか。

国連の変化 ここで視点を移して国連に照明を当てたい。今回の開戦後、日本の内外で国連はこれによって打撃を受けた、第二次世界大戦の直後に結成された国連は21世紀の新しい事態に取り組む力を失ったという声が聞こえる。筆者はそうは考えない。ここで国連の改革そのものを論ずる余裕はないが、国連は1945年の創設以来少なくとも数度にわたって実質的に改革されている。ひとつは、1956年の第二次中東戦争、いわゆるスエズ動乱に際して、安保理事会が常任理事国の対立で機能を停止したため、国連総会が主導権を握り国連として事実上はじめての平和維持部隊（PKO）であるUNEF（国連緊急軍）を誕生させたことである。安保理事会の機能停止が必ずしも悲観的な見通しにつながるのではないことを示す前例となろう。

もうひとつあげたいのは植民地の独立による国連の変化である。創設期の国連は加盟国が51に過ぎず、植民地の所有はまだ本格的な批判にさらされていなかった。その意味で国連とその前身である国際連盟との間にまだ本質的な差は生まれていなかった。国連憲章第11章は「非自治地域に関する宣言」と題されているが、そのどこにも独立の語ではなく、植民地を持つことはあたかも公認の権利といえるものであった。この状況を変化させたのは特に1960年の「アフリカの年」を中心に大量のアフリカ諸国が独立し、国連に加盟したことである。いま加盟国は189に達し、前記の第11章は、それに続く信託統治制度に関する第12、13章とともに、死文と化している。国連はこの意味で創設期に比して変質したのである。活動の舞台がそのように変質し拡大したことをとらえ、その舞台の上で日本がどのような役割を演ずるのかを考えることが、これから世界にいっそうの多元化をもたらすに役立つであろう（注7）。国連が時代遅れの無力な存在となったのではなく、アメリカが国連を軽視し大きな誤りを犯したのである。

第二の決議案をめぐって しかし、より憂慮すべき事態がみられる。それは、アメリカが2月24日に提出したいわゆる「第二の決議」案をめぐる攻防にあらわれていた。この決議案は「イラクは1441号決議によって与えられた最後の機会を利用するのに失敗した」という表現を含んでおり、アメリカはこれによってイラクに対する武力攻撃への安保理事会の承認を得ようとしたのである。

決議案の採択にはメンバー15カ国のうち9カ国の賛成と常任理事国が一つも反対に回らないことが必要である。しかし、この決議案をめぐってはアメリカ、イギリス、スペイン、ブルガリアが賛成、フランス、ロシア、中国、ドイツ、シリアが反対とはじめから立場を明らかにしたのに対し、残りの

6カ国は最後まで態度を明らかにせず、「態度未決定諸国（undecideds）」と呼ばれた。これら諸国が賛成を表明しなかったからアメリカは9票を獲得する意図を放棄することを余儀なくされ、安保理事会の承認なしに武力行使に踏み切ったのである。しかしそれならなぜ反対を表明しなかったのか。

今年2月下旬には第22回フランス・アフリカ首脳会議がパリで、すぐ続いて第13回非同盟首脳会議がクアラルンプールで開催され、いずれにおいても対イラク戦争への反対が決議された。フランスのシラク大統領が「ヨーロッパおよび世界中の戦争反対勢力の事実上のスポーツマン」（ワシントン・ポスト紙2003年2月22日）といわれるようになったのは前者の会議の直後である。ところで態度未決定諸国の中にはアフリカの3カ国が含まれるが、この3つは以上の両方の会議に出席している。このほかにもパキスタンなど後者の会議に出席した国がある。その意味では、6カ国の大半が「第二の決議」案に公然と反対しても不思議はない。しかしそうはならなかった。つまり決議だけでは十分でなかった。そこに今日の途上諸国がおかれている困難を見ることができる。それは、アメリカとの関係が悪化すると、アメリカによる投資や援助、アメリカとの貿易に悪影響が出るとの懸念なのである。この点にここで深入りすることはできないが、これは進行中のグローバリゼーションのマイナス面である。これがみられるのは6カ国だけではない。そうでなければ、戦争反対の声はより大きなものとなり、開戦をはばむことがあるいはできたかもしれない。

第二節 戦争に対する反応

世界の世論 ここで日本の場合を中心に戦争に対する反応を分析しよう。ニューヨーク・タイムズ紙は、本年2月15、16日の週末における世界各地での戦争反対運動に関して、「アメリカと世界の世論」というこの惑星上の二つのスーパーパワー」という表現を用い、後者をブッシュ大統領にとっての「執拗な新しい敵手」と呼んだ（2003年2月17日）。もちろん、「世界の世論」はアメリカの中に今後も浸透するであろう。しかしひとまずこの言い方を受け入れるとして、このような状況からするとアジア諸国の反応はどう位置づけられるだろうか。

日本の場合を見よう。同じ新聞社による二度の世論調査の結果がある。ひとつは開戦直後のもので、31%が戦争を支持、59%が不支持、もうひとつは約10日後のもので、27%が支持、65%が不支持であった。いずれの場合にも不支持の中では戦争そのものに反対が過半数を占めた。2001年のアフガニスタン戦争開始の直後に支持と不支持がほとんど同率であったこととは対照的である（『朝日新聞』2003年3月22日、4月1日）。このように日本の世論は圧倒的にこの戦争への疑問を表明していた。しかし日本政府は戦争を積極的に支持している。なぜであろうか。

日米同盟 日本政府の戦争支持の理由は日米安全保障条約を軸とするアメリカとの同盟関係からすればそれは当然だというものである。実際アメリカは日本が公式に同盟国と呼ぶ唯一の国である。そして日本の国際的なスタンスは常にアメリカとの関係を、そしてそれだけを基準として動いてきた。現在の小泉純一郎首相も、2001年4月24日に自民党総裁に就任したときの記者会見で、「日本外交に一番大事なのは日米友好関係の維持だ。その前提に立ちながら、近隣諸国と関係改善、友好を促していく」という趣旨の発言をしている（『朝日新聞』2001年4月25日）。

しかしこの同盟は、それが日本を「世界の世論」に逆行させる働きを持つものならば日本にとって益のないものであろう。この同盟があるため日本には独自で行動する余地がほとんどなく、日本外交が前述のような拡大した国際舞台で自らのイニシアティヴを示す可能性がほとんどない。重要な外交的決定を行うとき、日本はほとんどアメリカ一国しか見ていない。そしてそのアメリカが先に見たよ

うに軍事力に依存する傾向を持つため、日本も必然的にその影響を受ける。たとえば前記の「第二の決議」案について、日本はアメリカのために態度未決定の諸国に対しその安保理事会通過に向けた働きかけを行っている。憲法で戦争放棄をうたっていても、他国が一方的に仕掛ける戦争を支持するなら、憲法は空文化するであろう。

筆者は1999年1月にある外務省の元高官による講演会に出席した。彼は質疑応答の際に最後の質問に答え、その時期に問題になっていた周辺事態法案にも触れおよそ次のように述べた。「自分は日本で憲法改正は受け入れられまいと思うし、改憲論者でもない。しかしアメリカの同盟国として日本はもっと大きな責任を果たしえると思う。この法案は危険がないときに日本は行動するといっている。しかし危険があるときほど同盟国は必要とされる。これでは日本への批判が起こるだろう。アメリカが血を流しているときに必要なリスクを負わないということだ。憲法でそれはできないといっても理解を示してはくれないだろう。それに現在の憲法でもそれはできることだ」。

この限りでいうなら、この発言はアメリカ高官の発言といっても通用する内容である。それに文官の発言とは思えないほど軍事優先の内容である。また、危機をいかにして政治的な手段によって未然に防ぐかの発想がまったく見られない。軍事が優先すれば危機は高まるのである。

今回の戦争によって明らかになったことは、同盟は抑止の手段ではなく逆に戦争を仕掛けるための手段であり、自ら「血を流す」かどうかは別として日本を戦争に引き入れるための手段であるということである。その方向をさらに一步進めようとするのが政府がこの瞬間に進めつつある有事法制の制定である。このような事態の経過はアジア諸国に懸念を引き起している。同盟は緊張の緩和、非軍事化、民主化および貧困の解消を課題とする冷戦後の新しい時代にふさわしいものとはいえない。この同盟のために沖縄に基地が集中し、日米間の密約をめぐる議論が絶えない（注8）。また今回の戦争には前記のキティホークを含めて日本から約1万人ものアメリカ軍が参加している（『朝日新聞』3月29日）。基地のある限り戦争や紛争のたびに日本からのアメリカ軍の出撃は行われるであろう。

安保条約にしてもNATO（北大西洋条約）にしても、かつてのワルシャワ条約にしても、いずれも国連憲章第51条の集団的自衛権をその根拠としている。第51条はどのような経緯で挿入されたのか、そもそもそれは同盟の存在を正当化するものの議論はここではおくことにする。しかし、この条文が同盟の法的な根拠となっており、同盟そのものがいまの時代にふさわしいものではない以上、今後の世界を考えるために第51条の削除を視野に入れるべきであろう。それは憲章の改正であるから安保理事会の承認がなければならず、簡単に実現するとは思えない。しかし、国連加盟国の大部分は非同盟運動の参加国であるから、総会がそのような趣旨の議決をすることは可能であり、そのことが現存の同盟に対して道義的な制約を加えることになるであろう。

2001年9月に東京で開催された非同盟運動に関する国際シンポジウムで、筆者は、非同盟運動に対する要望として、現存する軍事同盟の拡大や強化への反対、第51条の削除、通常兵器取引の制限の三点を述べている（注9）。

日本とアジア　今回の戦争の危険が迫ったとき、日本は、安保理事会の常任理事国である中国、非常任理事国であるパキスタン、非同盟運動議長国マレーシア、アセアン議長国カンボジアなどを含むアジア諸国との危険への対応を協議すべきであったと思われる。このような協議には韓国やさらには北朝鮮も招くことができたであろう。戦争がどれだけ長引くかにもよるが、これらの国々は多かれ少なかれその影響をこうむる可能性があるのだから、協議を、少なくとも非公式なそれを行うだけの基盤はあったはずである。また、日本がアジア諸国との友好関係を深めるにはそのような動きを積み重ねてゆく必要があるのである。加えて東アジアには東南アジア、南アジアとは異なって恒常的

な地域的協力機構が何もないで、このような場合における臨時の協議が将来の域内機構への一歩となることもありえるのである。しかし、日本はおそらくアメリカへの同調に専念するあまり、そのような動きを見せなかった。

ここから、アジアの中で日本はどのような位置を占めているかという問題が出てくる。1970年代の後半にカーター大統領の安全保障問題補佐官を勤め、今なおアメリカの世界戦略に発言を続けるブレジンスキーは、アメリカの世界情勢観を簡潔に述べた著書の中で日本をドイツと対比し、次のように述べている。第二次大戦後のドイツがヨーロッパで受け入れられるにはフランス、ポーランドという二つの隣国との和解が必要であった、しかし日本はアジアでフランスに当たるものもポーランドに当たるものも持たない、そのような状況下では日米安保条約を解消したり段階的に無力化しようとするなら、地域的あるいは世界的な危機に際して日本の立場をたちどころに弱いものにする、そうなると中国の地域的な優越を認めるか、「それとも巨大な、費用がかかるだけでなく非常に危険でもある再武装の計画に乗り出す」しか日本にとって選択の道がなくなるであろう、したがって日本はアメリカとのリンクを大切にする以外にその方向を見出せないのである（注10）。本書では少なくとも5箇所で日本をアメリカの保護国と呼んでいる。

ここで彼が非常に危険といっているのはおそらく日本の核武装をさすものと思われる。言い換えばこの著者は、日米同盟に代わるものとして核武装を含む日本の軍事大国化を挙げているのである。そうすることによって、日米同盟に代わる別の方向、拡大した国際的な舞台で日本がより自主的にその立場を伝え、アジア諸国や「世界の世論」と協調する方向を閉ざしている。本書からは著者の立場は結局アメリカをはじめとする多国籍企業を代弁するものと受け取れるが、日米同盟に換わるものは日本の核武装しかないと主張することによって同盟の維持と強化を押し付けようとしているのである。核武装しかほかに道はないと言ふことは、アメリカによる第二次大戦後の日本民主化の失敗を自ら認めることにもならないであろうか。またそのように述べることは日本国民への恫喝になるのではないか。

さらにこの主張は日本の防衛費がすでに巨大な、アジアで最大の額になっていることを覆い隠すものである。日本にはドイツにおけるフランスもポーランドもないという点では彼の指摘は正しい。アジアにおける日本の位置に目を向けようとするなら、このような思想と向き合い、彼の言うように日米同盟の維持しか日本に生きる道はないのかを検討することが必要である。

安保条約と憲法 それでは安保条約に関する日本の世論はどのようなものであろうか。本年はじめに発表されたある調査では、この条約について、将来も維持してゆくべきだが37%、これを友好条約にすべきだが33%、安保条約をなくし中立になるべきだが14%となっている（『毎日新聞』2003年1月4日）。安保条約の維持が最も多いが、友好条約への転換と中立化を加えた数字は47%で半数に近い。同じ調査で、日本のアメリカに対する態度についての自分のイメージを表す言葉としては、追随、迎合が合計45%、協調、自立、対等が合計41%であった。安保条約が最初に結ばれたのは対日平和条約と同日のことだが、その中身は日本ではほとんど知られていなかった。またそれが1960年に改定されたときは衆議院における与党による単独採決であった。日米同盟は国民によく理解され支持されたものではなかったのである。

安保条約をめぐる世論と関連して興味を引くのは憲法第9条に関する世論である。毎年5月3日の憲法記念日の前後に一連の調査が発表されている。2001年のある調査では、憲法改正の必要がある47%がその必要がない36%を上回った。しかし、第9条を変えない方がよいは、前者の中でもその69%、後者の中では88%に達した（『朝日新聞』2001年5月2日）。2002年のある調査では、憲法改正の必要

がある58%、必要はない23%であるのに対し、第9条については改正の必要がある30%、必要はない52%であった（NHKテレビ「憲法 各党に聞く」、2002年5月3日）。

いま日本の憲法を変えようとする勢力は第9条を主な標的としているが、これらの世論からすれば、もしも第9条改正だけを提案するなら国民投票での勝敗は明らかである。したがってかならず他の部分の改正案と合わせてこれを提案することになるであろう。日本人の第9条認識に関し、文教大学における筆者の学生の一人が本年1月15日に提出した答案の一部を紹介したい。彼女は当時すでに取りざたされていたアメリカのイラク攻撃に対する日本のるべき態度について次のように書いている。「もしここで、アメリカにNOという言葉を突きつけた場合、日本の戦争放棄…は守られたことになるが、日米関係は限りなく冷め切ってしまう。しかし、攻撃参加、支援等をした場合、日本の戦後57年が、むだになる。」

イスラム原理主義 ここで本来なら韓国、中国、東南アジア、南アジア諸国の戦争に対する態度とその理由を述べるべきであるが割愛し、中東とくにアラブ諸国のために移ることにする。

開戦の翌21日は金曜日でイスラムのお祈りの日である。この日、中東の多くの都市で多数の人々がモスク（イスラム寺院）からそのままなまかば自然発生的に街頭デモに移ったと報ぜられた。「アメリカのイラク占領は全アラブの占領だ」という声が聞かれ、ポピュラーとなった「イラク攻撃」というソングには「イラク攻撃は解決ではない」という歌詞が含まれているといわれる。クリスチャン・サイエンス・モニター紙が「イスラム世界の大衆には政党も議会もなく、彼らは自分自身の国の中で閉じ込められていると思っている。彼らの多くは指導者を変えることができない。それなのに彼らはアメリカがこれらの体制を支持しているのを目の当たりにしている」（2002年11月5日）と書いているような状況では、宗教的な集会が政治的なそれに変わる、あるいは政治的な集会が宗教的な装いをもって開かれるのは当然だといわなければならない。

これらの出来事は宗教的な原理主義の発生あるいは台頭とは何を意味するかを考えさせるものである。3月21日の金曜日に目にしたのはまさにそれである。このことは民主主義の重要性を教え、「文明の衝突」のような発想にひそむ致命的な欠陥を気づかせてくれる。中東におけるイスラム原理主義を考えるに当たって歴史的に非常に重要な事件は、イランで1953年8月にアメリカ、イギリスが国王と手を組み、モサデク首相の率いる合法的な政権をクーデタという手段で打倒したことであろう。そのため、その後のイランでアメリカに後押しされた国王の独裁的な権力に対抗するための主導権は、ホメイニを中心とする宗教指導者たちが握ることになったのである（注11）。中東においてこのクーデタに次ぐ重要な画期を求めるにすれば、エジプトとイスラエルのキャンプ・デーヴィッド合意（78年）、イスラエル軍のレバノン侵入（82年）、ソ連軍のアフガニスタン侵攻（79—89年）などであろう。

イスラム原理主義の観点から今回の対イラク戦争を見るとどうなるであろうか。イラクはイデオロギーの上ではいわゆるアラブ・ナショナリズムに依存してきた政教分離の国家である。それだけイラクをテロリストと関連付けることには根拠がない。最近のインドの新聞も「イスラム世界のほかのどの政府も、原理主義者に対してイラクほど決定的に行動はしなかった」（インディアン・エクスプレス紙2003年3月12日）と書いている。しかし、戦争の脅威下でイラクはイスラムへの依存を高め、そのため宗教間の寛容と共存が困難になって、他のアラブ諸国に似たものとなっている（ワシントン・ポスト紙2003年3月15日）。戦争が民間人に与えた被害の状況に応じて、あるいはアメリカによる占領の性格によって、イラク人の間にもイスラム聖戦（ジハード）のスローガンが魅力を持つ可能性がある。そうなれば、対イラク戦争の性格はテロリズムと戦うための戦争という表向きの目的といっそぐわなものとなるであろう。

第三節 日本とアジア諸国間の懸案

これまでも、アメリカの対イラク戦争の中に、アメリカと同盟関係にある日本とアジア諸国との関係がどのように表われているかに触れた。ここではさらに日本に即して現在のアジア諸国との懸案事項を検討することにする。それらの事項とは、歴史教科書、靖国神社、東京裁判、「終戦の詔書」のアジア認識、戦後補償問題、国籍条項、在外被爆者、従軍慰安婦、被害者意識と加害の事実、北朝鮮との国交回復などである。歴史教科書問題から始めることにしよう。

歴史教科書

日本とアジア諸国の関係を問題にするのであるから、歴史教科書についても各国のそれについて内容を検討する必要があるし、日韓の間などではそのための試みもなされてきた。ここでは各国の教科書を比較するだけの余裕がなく、また内容的に問題があるのは日本の特定の教科書であるから、他の諸国の教科書については論じない。

日本の歴史教科書が問題とされたのは最近になってのことではない。1980年代にも他のアジア諸国で、日本の教科書の内容に関しそれがアジア社会あるいは日本とアジアの関係についての誤ったイメージを与えるとしてさまざまな批判がなされた。このような状況に対し、まず日韓両国の歴史教科書の内容とそこに現れた歴史認識とを比較検討し共通の認識に立つことを目指して、藤沢法啖を中心に「日韓歴史教科書研究会」が結成され、これに同意する韓国の多くの歴史家たちと1991年から92年にかけて東京とソウルで各2回の合同研究会を開催した。その成果は2冊の書物の形で見ることができる（注12）。対象となったのは主として明治期の初めから1945年までであった。筆者はそのうち各1回に出席した。余談めくが、91年9月のソウルでの研究会の席上、隣席の見知らぬ韓国人から突然まわってきたメモには、日本語に韓国語を交えて「日本の偉人（豊臣秀吉、福沢、西郷、伊藤）は韓国侵略（征韓論）の張本人」と書かれており、筆者はこれをめぐってその隣人と数回メモを交換した。

しかし、日本の歴史教科書問題がクローズアップされたのは、2001年に西尾幹二ほかの執筆による中学用の『新しい歴史教科書』（扶桑社、本文320ページ）が文部省の検定を通過したためである。この教科書の内容を、特に明治期以後の日本とアジアの関係を中心に概観して見よう。

本書によれば、明治期の初めに日本は他のアジア諸国に先駆けて「国民軍」、「日本にふさわしい立憲政体」を作り上げることに成功した。教育勅語は「近代国家の国民としての心得」を与えたものである。日本の近隣を見ると、「大陸から一本の腕のように朝鮮半島が突き出て」いて、ここを誰が制圧するかは日本の重大関心であった。日清戦争は「国難」であり、日露戦争は「生き残りをかけた壮大な国民戦争」で、その勝利は「世界中の抑圧された民族に、独立への限りない希望を与えた」。明治期の末から大正にかけて「欧米と対等の国になるという目標が一応達成された」。中国との戦争は「目的不明の泥沼戦争」だったが、アメリカとの開戦は「力をつけてきた日本とアメリカがついに対決」したもので、その目的は「自存自衛」とアジアの「解放」であった。敗北が重なる中で「日本軍は降伏することなく、次々と玉砕」し、沖縄では住民も「勇敢に戦って」という実績を残した。

本書は、1874年の台湾出兵からの近代日本のすべての対外戦争を肯定して描いている。その際に、当時の日本の支配層の言い分がそのまま対外戦争の正当化に用いられていることが多い。そのことを本書は、現代の善悪の尺度を歴史に当てはめるのは不適切だという言い方で意図的に行っている。上記の朝鮮半島の位置づけにしても、朝鮮を日本の利益線とする当時の見方と共通している。しかもそれは現在まで引き継がれている朝鮮有事、周辺有事の発想である。日露戦争にても太平洋戦争にし

ても他の諸民族を解放し、あるいは解放の希望を与えたものとしているが、それならそのような希望を与えた日露戦争の数年後の韓国併合はどのように説明するのだろうか。韓国併合はかつての日本帝国の拡大の最も重要な画期であるが、その記述はしどろもどろである。泥沼だった中国との戦争がアメリカを相手とするとどうして解放の戦争となるのだろうか。中国を征服できなかったことが、日本をさらに資源獲得のための新たな戦争に追いやったのである。資源獲得には触れられているが、中国と戦争をしなければアメリカとの戦争もありえなかつたのである。なお「自存自衛」の語は、アメリカ、イギリスに対する宣戦の詔書の中で日本の戦争目的として使われている。

この教科書では、近代日本のすべての対外戦争が正当化されているだけでなく、さらにロマン化されている。そのために戦争における死が価値あるものとして強調される。上記に紹介したのはその一部に過ぎない。価値ある死であったかどうかは、何を目的とした戦争だったかにもよろう。さらに、太平洋戦争の敗北が必至となった時期に戦争を停止していれば、あるいは少なくともポツダム宣言に直ちに応じていれば、原爆による被害やシベリヤ抑留の犠牲を含めてどれだけの人命が救われたかを考えることもできるだろう。昨2002年8月の原爆投下記念日現在で、原爆による死没者数は広島で約22万7000人、長崎で約12万9000人である。また、軍人の死者の過半数は実は餓死であったという藤原彰の研究もある（注13）。なぜ犠牲が多くかったのか、それは防げなかったのか、相手側にはどれだけの損害を与えたのか、日本が戦争を起こさなければ生じなかつた犠牲ではないか、犠牲を生かす道は何かなどを考えることの方が、死を美化することよりも重要であろう。この教科書からは自らの歴史を批判的に見る態度が養われるとは思えない。

靖国神社・東京裁判

戦争による死者に関してはさらに靖国神社に触れておかなければならない。戦争による死を価値あるものだったとするなら、それは靖国神社への崇敬に通ずる。それは筆者を含めた世代が太平洋戦争中に教え込まれたことであった。しかし、最近の政府要人、特に小泉首相による一連の公式参拝はアジア諸国との間で大きな問題と化している。同神社に合祀されている人々の中には極東国際軍事裁判（東京裁判）における被告、いわゆるA級戦犯のうちの14人が含まれているからである。そして首相などの公式参拝がこの人々、ひいては日本の過去の侵略に対する表敬をも意味することを日本政府が理解しないからである。

東京裁判に関して先の歴史教科書は、裁判官がすべて戦勝国から選ばれたことがその審理を左右した、インドのパール判事はその中でただ一人の国際法の専門家だったが、彼の被告無罪論は取り上げられなかつたと、この裁判を否定的に描き、パールの見解が正当なものであったかのように述べている。東京裁判に問題があったことは確かである。しかし、本書は20世紀の前半に戦争責任の思想が次第に形をとってきたことに触れていない。パールは戦争は国家の権利で、たとえ侵略戦争であっても犯罪となるとは限らないという古い法理論の信奉者であった。しかし彼の判決文に日本の行為を非難する激しい言葉が随所に出てきて、南京事件に関しては「凶暴でありほとんど三週間にわたつて慘烈なもの」と指摘していることを忘れ、単に被告の無罪を主張したことだけを言うのは一面的である。彼は起訴状に書いてある事柄に関しては被告が有罪である証拠がないといつてはいるだけである（注14）。このようにパール判決は日本の過去の戦争の正当化に役立つものではない。

中国で新しく就任した首相が北京を訪問中の日本の外相に、首脳の相互訪問にはもっと適切な雰囲気が必要だと本年4月7日に語ったのも、1月14日に首相の参拝があつたためである。参拝の翌15日、ソウルを訪問中の日本の外相は引退を目前にした金大中大統領と面会できなかつた。その金大統領は、

1月24日の外国人記者団との最後の会見で、靖国問題があるために日韓の間で過去が完全に清算できないと語っている。

「終戦の詔書」のアジア認識

1945年8月15日にラジオで放送された昭和天皇のいわゆる玉音放送である。そこに示された思想がいくつかの点で太平洋戦争後の日本の思考の仕方を強く規定しているため、ここで取り上げる必要があると考える。ここではカタカナと一部の漢字をひらがなに改めることにする。

この中で昭和天皇は、4カ国の共同宣言つまりポツダム宣言を受託することを国民に告げた後（降伏という言葉は使われていない）、「交戦すでに4歳を越し」、つまり4年間も戦争をしてきた、しかし勝てる見通しはないといっている。4年というのは明らかにアメリカ、イギリスとの交戦であって、それ以前からアジア大陸で戦ってきたことはここでは忘れられている。つまり、日本はアジアとはたたかっておらず、敵はアメリカであったという感じを与える表現である。

この印象は、さらに原爆について「敵は新に残酷なる爆弾を使用して」と述べていることによって強められる。日本はアメリカの原爆に敗れたのである。同時にこれによって加害者アメリカに対して被害者としての日本というイメージも与えられる。

詔書はさらに「帝国と共に終始東亜の解放に協力せる諸盟邦に対し遺憾の意を表せざるを得ず」といっている。東亜の解放という以上その東亜と戦ったという意識はない。したがって被害者としてのアジアという認識もない。諸盟邦とは、1943年の大東亜会議に代表を送った満州国、中国の傀儡政権、タイ、フィリピン、ビルマ、自由インド仮政府をさすものとおもわれる。遺憾の意を表している相手は日本に味方した（あるいはそのふりをした）これらの政権に連なる一握りの人々であって、アジアの民衆ではない。

これらのことから、終戦の詔書では、日本が戦った敵はアメリカで、その原爆によって日本は敗北した、日本は被害者である、アジアと戦ったのではなく、日本はアジアを解放しようとしたのだ、という認識を見て取ることができる。天皇に多くを転嫁するのではない。しかし、もしもここに日本はアジアを敵としこと戦ったのだ、アジアは、あるいはアジアもまた被害者だ、という認識があれば、そしてアジアの民衆一般に対する遺憾の意の表明があれば、その後の日本におけるアジア認識にも差異がありえただろう。特に戦後補償問題への影響は無視し得なかったと思われる。

戦後補償問題

太平洋戦争後、日本はアジアの4カ国に賠償を支払った。ここでいう戦後補償問題はそれとは異なり、戦争の直接の被害者であったアジアの民衆一般への賠償問題といえるものである。この問題にはさまざまな側面があるが、それらが前面に出てきたのはようやく1990年前後のことである。なぜそれほど遅くまで出てこなかったのか、言い換えればなぜ戦後50年たってもこのような問題が未解決なのかという疑問があるのも自然であろう。

しかし、それは当事者たちが問題の長期化を望んだからではない。逆に、アジア各地の独裁的な政権が、それら当事者たちが独自に自分たちの要求を持ち出したり、自由に支持者と交流することを好まなかったからである。韓国、台湾、フィリピンで民主化が起こったのはいずれも1980年代半ば以降、インドネシアでは90年代末であった。ミャンマーはいまだに軍部政権の支配下にある。加えて、当事者たちの高齢化が進み、問題の緊急性が高まったという事情がある。

日本でこの問題が浮上したことを示す指標は、1991年8月3、4日に東京で開催された「アジア・

「太平洋地域戦後補償国際フォーラム」である。このフォーラムでは1日目にアジア各地からの補償要求の実際が報告され、2日目には補償問題の理論的な掘り下げや欧米各国との比較がなされた。筆者が出席した1日目には十数件の事例が報告されたが、その大部分は日本ではじめて幅広く紹介されるものであり、各地の対日補償要求が一堂に会した観があった。例を挙げると、泰緬鉄道の建設のためマレーシアから連行され賃金も未払いな中国人、強制連行された先の広島で被爆した韓国人、台湾の元日本軍兵士あるいは軍属、日本のもと委任統治領だったパラオの場合、香港で日本軍政部が発行した軍票の処理、大勢で登壇した韓国の「太平洋戦争犠牲者遺族会」、サハリンに連行され戦後は置き去りにされた韓国人、日本軍がインドネシアで雇用し時に危険な任務につかせながら解雇通知も賃金も渡していない「兵補」たち、日本軍の連合軍捕虜収容所で捕虜を虐待したとして後に連合軍の裁判で有罪とされたのは日本軍の身代わりであったとする韓国人軍属たちなどである。これらの詳細についてはフォーラムの報告書を参照することができる（注15）。

なぜ日本はこのように補償の要求に対して冷たいのであろうか。先に天皇の発言についてみたように、日本はアジアを敵として戦ったのではなく、アジアに敗北したのでもない、アジアを解放しようとしたのであるという思考が、戦後の日本で有力であった。しかもアメリカによる日本の事実上の単独占領は7年近くに及び、日本はその間はアジア諸国から隔離され、またアジア諸国との声は占領政策だけでなく東京裁判にも対日平和条約にもほとんど反映されなかった。したがって以上のような思考は大きな挑戦を受けることなく定着した。

朝鮮戦争を背景に日米同盟が出来上がるのもこの時期のこと、これによって日本にとってアジアと向き合うことはますます難しくなった。他方でアジアは、先のベトナム独立宣言の例に見るように、この7年間に大きな変化を遂げていたのであって、日本がこの新しいアジアを認識しなおすことは簡単ではなかった。日本のアジア研究は戦争中にかなりの水準に達していたが（注16）、その成果が戦後すぐに検討されることなく、日本の新しいアジア認識の形成にすぐに役立てられることもなかった。

しかし原因はそれだけではない。対日平和条約は日本の賠償について「日本国の資源は、日本国が…完全な賠償を行い且つ同時に他の債務を履行するためには現在充分でない」として、賠償の義務をほとんど免除している。このことが被害者としてのアジアに目を向けることをさらに難しくしてきた。この条約の締結を主導したアメリカにとって、賠償ではなく日本における米軍駐留の確保に主眼があったからである。日米同盟がアジアの理解を妨げたのである。

この条約に参加しなかった諸国との国交回復に際して、たとえば韓国の場合には、1965年の日韓基本条約と同時に結ばれた財産・請求権・経済協力に関する協定で、双方の請求権は「完全かつ最終的に解決されたこととなる」としている。この協定の主眼も日本からの無償および有償の資金提供にあった。このようなことから、日本政府はさまざまな補償要求に対してすべてこれらは諸条約によって解決済みという立場をとっている。また、韓国政府がこれまでのところ自国民による戦後補償の要求を公式には支持していないのも上記の協定のためであると思われる。

国籍条項・在外被爆者・従軍慰安婦

日本政府がこのように拒否的な態度を取るのは、さらに日本国憲法の規定（あるいはその欠如）のせいである。この憲法をアメリカ占領軍による押し付けとする見解がある。しかし、一方で占領軍は日本人の間の憲法についての見解をある程度まで取り入れた（この点はここでは取り上げない）。他方で、1946年2月13日に日本政府に手渡された原案が3月6日に日本政府の「憲法改正草案要綱」と

して発表されるまでの間に、いくつかの修正がなされた。ここで触れたいのは、原案の第13条の中の「国籍起源の如何」によって人は差別されないという部分と、外国人も平等に法の保護を受けるという第16条がともに姿を消していることである（注17）。その結果、憲法はいわば日本国民中心主義という一面を持つことになった。このことが戦後補償問題にどのような意味を持つかは明らかであろう。

憲法のこの面と一致するのが「国籍条項」、つまり日本国籍を持たない被害者を法的に閉めだす仕組みである。現在そのほとんど唯一の例外はいわゆる「在外被爆者」である。1950年代から60年代に制定された原爆二法も国籍条項を含まなかった。しかし、74年の厚生省局長通達などによって在外被爆者への適用は制限されていた。94年の被爆者援護法についても同様である。しかし、韓国人の在外被爆者の提訴に対し大阪地方裁判所が2001年に在外被爆者への援護法適用除外は違憲のおそれがあるという判決を出したため状況が変化した。国が控訴し、大阪高等裁判所の判決を控えて韓国から多数の被爆者が来日して、韓国の約4万3000人の被爆者で生存しているのは約1万5000人だが、彼らが同じ被爆者でしかもかつては同じ日本人でありながら援護法の適用外におかれていることの差別性を訴えた。この人たちの来日を機に開かれた2002年5月15日の「韓日被爆者決起大会」の主催団体に韓国原爆被害者協会、日本原水爆被害者団体協議会、韓国の原爆被害者を救援する市民の会、在韓被爆者問題市民会議という四つもの民間団体（NGO）が国境を越えて名を連ねていることが注目される。2002年12月の大蔵高裁の判決は憲法には触れなかったが国の控訴を却下し、国もそれ以上の控訴を断念して判決は確定した（注18）。ただしこれは国が戦後補償の考えを受け入れたことを意味するものではない。その点は日本の被爆者に対しても同じであって、戦後補償の遅れは実は日本国民を含めた被害者全体に対する補償の遅れの一環であるとの感を抱かせる。

戦後50年に当たる1995年には、衆議院が戦後50年決議を行い、村山富市首相が談話を発表した。決議（6月9日）は、「世界の近代史上における数々の植民地支配や侵略的行為に思いをいたし、我が国が過去に行ったこうした行為や他国民とくにアジアの諸国民に与えた苦痛を認識し、深い反省の念を表明する」としている。談話（8月15日）は、「遠くない過去の一時期…植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与え」たことへの反省とお詫びをあらわしたものである。戦後補償問題に関して一歩を踏み出しているとはいえないであろう。

先のフォーラムで多くの人々が一堂に会したと述べた。しかし、そのときにはまだ表面に出ていなかった問題もある。そのひとつは従軍慰安婦問題であろう。吉見義明が書いているように始めて韓国人の元慰安婦たちが日本政府の謝罪と補償を求めて提訴したのが1991年つまりフォーラムの開かれた年の12月、そのことに触発された吉見の研究がひとつの労作として結実するのが1995年4月（注19）、そこにも参照されている国際法律家委員会の報告書の邦訳が同年3月である（注20）。後者は、日本と韓国との間の前述の協定も対日平和条約も、従軍慰安婦問題に関する日本の責任を免除していないし、日本の行為は戦争犯罪を構成する、また個人でも訴訟を起こすのに何の問題もないのだとして、日本政府がこれまでのように「ひたすら防衛的戦略をとる」かわりに、「人権と平和の分野で、国際舞台において、日本が指導性を果たすこと」も出来るのだと述べている。ちなみにさきのパール判決も「慰安所」の存在にふれている。なお日本では2001年11月14日に野党三党が共同して参議院に「戦時性的強制被害者問題解決促進法」案を提出している（2003年1月31日に再提出）。

韓国では、元慰安婦たちが毎週水曜日にソウルの日本大使館前で集会を開いている。2001年12月26日の集会は同年内に開かれた最後のものであった。翌27日のコリア・タイムス紙は社説で、「生存している「従軍慰安婦」とその支持者たちは今年の最後の「水曜集会」つまり1992年1月8日以来の490回目のものをソウルの日本大使館前で開き、再び日本政府の公式の謝罪と補償を要求した。この

集会は…特に感動的なものであった。なぜならその後に今年中に老齢のためなくなった6人のためのメモリアル・サービスが行われたからである…この集会は“日本がその道義的かつ法的な責任を果たすまでは中止されないであろう”。もし日本がそうしないのなら、日本が自衛隊を出動させて“平和の旗を振ることは恥知らずで無責任なことである”と論じた。その3日後のタイのネーション紙はこの社説の要旨を掲載している。なお筆者は2001年4月11日にこの集会を見学した。当日は11人の元慰安婦と多くの支持者が参集して盛会であった。

被害者意識と加害の現実

日本人の被害者という意識と加害者であったこととの間にずれがあると述べた。イギリスの研究者マイケル・ヤフダも、アジア太平洋地域の国際政治史を扱った書物の中でこう述べている。「“平和憲法”の精神を守る気持ちが最も強い日本人でさえ、自国を太平洋戦争の危険な加害者としてよりはその犠牲者としてみる傾向がある」(注21)。

しかしこの点では変化も生まれている。1997年8月3日のあるテレビ番組は、74歳の広島の語り部の経験を伝えた。彼女は21歳で被爆し、片足がない。これまでいつも日本の受けた被害を語っていたが、ある事件をきっかけにその語り方が変わり、日本の被害と加害の両方について話すようになった。するとアメリカ旅行でアジア系アメリカ人たちの反応が変わった。ミネソタ大学の講演では、香港の出身者が「日本人はそういう議論に加わってゆく必要があるのだ」といい、彼女の話をさえぎって韓国人の79歳の男性が日本語で「あんな話を聞いたことは始めて」と発言した。また地元紙には「政府が言おうとしないことを生存者が語っている」という見出しが載った(注22)。

アジア諸国との国交回復

対日平和条約に多くの諸国が参加せず、あるいは参加しても賠償交渉を残していたから、独立を回復した日本にとって大部分のアジア諸国との国交回復は懸案となった。今まで残る懸案は北朝鮮との間のそれである。1965年の日韓基本条約が韓国を「朝鮮にある唯一の合法的な政府である」としたことが、冷戦下で北朝鮮を半永久的に孤立させる要因を作った。

日韓条約は日本からの経済協力と日本に対する請求権の放棄を軸とするものであって、日本による賠償あるいは補償には触れていない。2002年9月17日の「日朝平壤宣言」の中身もほぼこれと同じ構成である。北朝鮮はこのとき日本人の拉致問題のために大きな弱みを持っていた。かりに拉致問題がなかったとしたらどうであったろうか。北朝鮮はおそらく上記の戦後補償に属するさまざまな要求を行ったであろう。その意味では、拉致問題は、北朝鮮が自国のためばかりでなく他のアジア諸国のためにも一連の要求をする機会を失わせたのである。拉致問題はこの意味で二重の犯罪である。

この点に関し、コリア・ヘラルド紙の社説は、拉致問題の解決は最低の必要であると述べた後、「北朝鮮は、それに対して東京がまだ韓国にも謝罪していない朝鮮人“従軍慰安婦”的強制連行を含む…解決されるべきそれ自身の正当な要求を持っている」と述べている(2002年10月8日)。

結論

小論では第一節でアメリカの対イラク戦争を検討し、アメリカは冷戦期に似た二者択一的な態度をとっていること、アメリカは軍事力依存の傾向が強く、いつも民主化を望んできたのではないこと、その対イラク攻撃は国連の状況とも国際法とも合致しないこと、多くの国々がアメリカとの関係悪化

を懸念して戦争反対を明言し得なかったことを、また第二節で主として日本の戦争に対する反応を論じ、日本は日米同盟にしたがって戦争を支持したが、それは世界の世論に逆行するものであること、アメリカにならって軍事的発想が優先しているため、アジア諸国との対話や協調が軽視されていること、同盟が日本をアメリカ軍のアジアに対する出撃基地と化し、さらに日本自体を戦争に組み入れる仕組みとなりつつあることを述べた。以上が戦争に表された日本とアジアの関係の現段階である。第三節ではこれを受けて教科書問題など日本とアジア諸国との間の諸懸案に触れた。

第一および第二節から引き出される結論は、日米同盟を軍事色を持たない日米友好関係に変えそれを通じて日本がともに世界の世論に近づくこと、それによって非核のアジアの実現を可能にすること、それらを通じてアジア全般の軍縮に貢献すること、日本の経済力とくにODAを途上国の自立のために有効に用いることが望ましいということである（注23）。また第三節からは、日本がアジアと戦ったという事実を認め、対日平和条約の規定をこえ、国籍条項という差別を自ら取り払って、戦後補償に力を尽くす必要があるという結論が得られる。

アジア現代史は、1919–22年から53–55年ごろまでの脱植民地化・独立の時期、その後の冷戦の時期に続いて、一方における民主化、非軍事化、緊張緩和、他方での貧困克服を課題とする現在の時期に入っている（注24）。日本とアジアの関係もそのような時代の流れに沿ってたてなおすことができる。

注

- (1) W.I.Cohen, *America in the Age of Soviet Power, 1945-1991*, Cambridge University Press, 1993, 80, 148, 256ページ。
- (2) George Katsiaficas, ed., *Vietnam Documents : American and Vietnamese Views of the War*, M. E. Sharpe, 1992, 7 – 9 ページ。
- (3) Ahmed Rashid, *Taliban : Islam, Oil and the New Great Game in Central Asia*, 2000, 坂井 定雄・伊藤力司訳『タリバン イスラム原理主義の戦士たち』講談社、2000年、参照。
- (4) William Rivers Pitt with Scott Ritter, *War on Iraq*, 2002, 星川淳訳『スコット・リッターの証言 イラク戦争—ブッシュ政権が隠したい事実』合同出版、2003年、参照。
- (5) Cohen, 前掲書、260ページ。
- (6) 中岡三益『評論 湾岸戦争後10年』、自家版、2002年、58ページ。
- (7) 次の小論はこの点に関する考察を行ったものである。山口博一「非同盟主義と日本」、土屋健治編『講座現代アジア1 ナショナリズムと国民国家』、東京大学出版会、1994年。
- (8) たとえば以下は安保条約の事前協議制の二つの抜け穴に関する密約を扱っている。外岡秀俊・本田優・三浦俊章『日米同盟半世紀—安保と密約』、朝日新聞社、2001年。
- (9) 山口博一「非同盟運動の今後への要望」、『非同盟国際シンポジウム（全記録集）』、日本アジア・アフリカ・ラテンアメリカ連帯委員会、2002年、65–67ページ。
- (10) Zbigniew Brzezinski, *The Grand Chessboard-American Primacy and its Geostrategic Imperatives*, Basic Books, 1997, 176–7, 183ページ。
- (11) H.Katouzian, *Musaddiq and the Struggle for Power in Iran*, I. B. Tauris, 1990, 参照。
- (12) 君島和彦・坂井俊樹編『朝鮮・韓国は日本の教科書にどう書かれているか』梨の木舎、1992年、日韓歴史教科書研究会編『教科書を日韓協力で考える』大月書店、1993年。

- (13) 藤原彰『餓死した英靈たち』青木書店、2001年。
- (14) 東京裁判研究会編『共同研究パル判決書』上・下、講談社、1984年、参照。
- (15) アジア・太平洋地域戦後補償を考える国際フォーラム実行委員会編『戦後補償を考える』東方出版、1992年。
- (16) 次の論文は昭和前半期の日本におけるアジア認識とアジア研究を『中央公論』を材料として論じたものである。山口博一「アジアの変革と地域研究の展開」、『岩波講座近代日本と植民地4統合と支配の論理』岩波書店、1993年。
- (17) 小森義峯編『日本憲法資料選』嵯峨野書院、1979年、203-268ページ。
- (18) 主として『在韓ヒバクシャ』(在韓被爆者問題市民会議)、第34号、2002年7月24日、第35号、2002年12月26日による。
- (19) 吉見義明『従軍慰安婦』岩波書店、1995年。
- (20) International Commission of Jurists, *Comfort Women—an unfinished ordeal*, 1994, 自由人権協会・日本の戦争責任資料センター訳『国際法からみた「従軍慰安婦」問題』、明石書店、1995年。
- (21) M. Yahuda, *The International Politics of the Asia-Pacific:1945-1995*, Routledge, 1996, 231ページ。
- (22) テレビ朝日、テレメンタリー'97「広島の語り方」。
- (23) 日本のODAについては別に論じたことがある。山口博一「地域研究と国際協力のあり方」、『東北アジア研究シリーズ』1 (東北大学東北アジア研究センター)、2001年。そこで十分に取り上げられていないNGOのアドヴォカシー活動の例として、日本インドネシアNGOネットワーク(JANNI) 第7回通常総会議案書(2001年6月30日) 3ページの累積債務帳消しなどに関するNGOの発言、あるいは長畠誠「日本ODAとバンダラデシュNGOの初めての対話」、『南の風』(シャプラニール) No.188、2001年8月1日、参照。
- (24) この時期区分については以下で触れている。山口博一「植民地支配と国民国家」、加納弘勝・小倉充夫編『国際社会7 変貌する「第三世界」と国際社会』、東京大学出版会、2002年。

(2003年4月15日)

(国際学部非常勤講師)